

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案【概要】

趣 旨

自殺対策基本法第15条

国・地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、調査研究及びその成果の活用等を行うこと、そのための体制の整備を行うことを規定

※現在、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（NCNP）に置かれている自殺総合対策推進センター（JSSC）が中心となって調査研究及びその成果の活用等を実施

自殺対策の一層の充実を図るためには、

- ・ 保健・医療のみならず福祉・教育・労働など、広く関連施策と連動させた総合的・効果的な自殺対策の実施に必要な調査研究・検証及びその成果の活用
- ・ 都道府県・市町村自殺対策計画の策定の義務化等も踏まえ、地域レベルの実践的な自殺対策の取組への支援

などを総合的かつ適確に推進する仕組み等が必要

調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を明確化するとともに、調査研究及びその成果の活用等を行う「**指定調査研究等法人**」の指定その他の体制の整備を行うため、新法を制定

概 要

調査研究及びその成果の活用等の基本方針（第2条）

- ① 生きることの支援を必要とする者が、居住地域にかかわらず等しく支援を受けられるようになることを目指し、総合的・確実に推進
- ② 地域の実情を反映した実践的・効果的な自殺対策につながるものとなるようにする
- ③ 自殺対策と関連施策（保健、医療、福祉、教育、労働等）との有機的な連携についての配慮
- ④ 関係者（国、地方公共団体、指定調査研究等法人、民間団体等）相互の密接な連携
- ⑤ 総合的・定期的な検証の実施、その結果を自殺対策の策定・実施に当たり適切に活用
- ⑥ 個人情報保護についての適正な配慮
- ⑦ 調査研究の水準の向上、国際連携の確保・国際協力の推進

調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備（第3条）

国

- 指定調査研究等法人の指定のほか、
- ・ 指定調査研究等法人の業務が円滑・効果的に行われるための環境整備
 - ・ 関係者との連携協力体制の整備
 - ・ 地方公共団体に対する支援

等

地方公共団体

- 地域の実情に応じ、
- ・ 地域における拠点の整備
 - ・ 関係者との連携協力体制の整備

等

指定調査研究等法人（第4条～第16条）

- ・ 厚生労働大臣が全国を通じて1個に限り指定
- ・ 主な業務：①調査研究及び検証、その成果の提供、その成果の活用の促進、②調査研究及び検証に対する助成、③先進的な取組等の情報の収集、整理及び提供、④地方公共団体に対する助言その他の援助、⑤研修
- ・ 指定調査研究等法人は、業務を行うに当たっては、地方公共団体との連携に努める
- ・ 国・地方公共団体は、指定調査研究等法人に対し、情報提供その他の必要な配慮をする
- ・ 国は、予算の範囲内で、指定調査研究等法人に対し、交付金を交付することができる
- ・ 指定調査研究等法人の役員等守秘義務、指定調査研究等法人に対する監督等を規定

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日